

# Lゼミ使用教材

※画像は昨年Lゼミで使用した教材のサンプルです



Lゼミの教材制作を統括する  
芦田講師が、  
教材の注目ポイントを  
動画で解説！

Lゼミ教材は、過去問とLゼミ専用教材である新作の応用  
問題で構成されます。  
過去問と併せて学習することで、学習効果が向上します。

## 過去問

### 平成26年度 特許・実用新案 問題I

日本国に住所を有する甲は、甘味料の発明イ及びロをし、平成23年12月1日に、展示会において、発明イの技術的範囲に属する甘味料α（以下「α」という。）を無条件に入場者にサンプル配布した（以下「配布」という。）。αは、外観からも、また、試食したとしても、発明イの技術的範囲に属するかを判別可能なものでなく、さらに、甲は、αの内容に関する情報を一切開示しなかった。

その後、甲は、平成23年12月8日、明細書に発明イ及びロを記載するとともに、発明イのみを請求の範囲に記載し、日本国特許庁を受理官庁として、日本国を指定国を含む国際出願Xを英語で行った（特許法第184条の3第1項の規定により特許出願とみなされた国際出願Xを、以下「外国語特許出願Y」という。）。国際出願Xは、平成25年7月1日に国際公開された。

一方、展示会に入場した乙は、配布されたαを持ち帰り、平成23年12月9日に、半年前に購入した市販の分析器によりαを分析したところ、その分析結果は、αが発明イの技術的範囲に属することを判断できるものであった。

以上の事例を前提として、以下の設問に答えよ。なお、本事例においてはいかなる補正もなされないものとする。

- 甲が、外国語特許出願Yを審査官による審査に供するために、特許庁長官に対して行う必要がある手続について説明せよ。
- 上記配布により、発明イの新規性が喪失するかを、新規性に関する趣旨に触れつつ、理由とともに述べよ。
- 甲は平成25年9月2日に上記(1)の手続をすべて完了し、(2)についての検討をしたものとする。その検討結果を踏まえYにより発明イを権利化するために、甲がとりうる手続について説明せよ。
- 外国語特許出願Yの審査がなされ、特許査定の際に送達された発明ロの特許権も取得したいと考えたものとする。甲はどのとが考えられるか、その手続による効果を述べつつ説明せよ。
- 甲は、外国語特許出願Yについて、丙に対して、明細書に全部の仮通常実施権を許諾し、また、上記(4)の手続をした結果特許権Aを取得できたものとする。甲が特許権Aを丁に譲渡された場合、丙は、丁に対して発明ロについての実施権を主張する理由とともに説明せよ。

LEC東京リーガルマインド 弁護士

29条1項2号の公然実施の前提知識として、1号の「公然知られ」の解釈を同時に学習できるような設題に変更しています。

本試験の重要論点を学習するに際しても、過去問と同じ問い方はせず、機械的には解答できないような問題にしています。

「査定の謄本」と変更することで、答案構成を広く考えさせる工夫をしています。

過去問反復の退屈さを解消するとともに、カリキュラム全体として重要論点網羅ができるよう論点の組み換えをしています。

## Lゼミ専用教材

### 問題

特許協力条約の締結国P国に住所を有する甲は、甘味料の発明イ及びロをし、令和3年12月1日に、日本国の展示会において、発明イの技術的範囲に属する甘味料α（以下「α」という。）を無条件に入場者にサンプル配布した（以下「配布」という。）。αは、外観からも、また、試食したとしても、発明イの技術的範囲に属するかを判別可能なものでなく、さらに、甲は、αの内容に関する情報を一切開示しなかった。

その後、甲は、令和3年12月8日、明細書に発明イ及びロを記載するとともに、発明イのみを請求の範囲に記載し、日本国特許庁を受理官庁として、日本国を指定国を含む国際出願Xを英語で行った（特許法第184条の3第1項の規定により特許出願とみなされた国際出願Xを、以下「外国語特許出願Y1」という。また、発明イ及びロは発明の単一性を満たす一群の発明に該当するものとする。）。国際出願Xは、令和5年7月1日に国際公開された。

一方、展示会に入場した乙は、配布されたαを持ち帰り、令和3年12月9日に、半年前に購入した市販の分析器によりαを分析したところ、その分析結果は、αが発明イの技術的範囲に属することを判断できるものであった。

日本国に住所を有する丙は、令和4年2月に、日本国特許庁に対し、特許請求の範囲及び明細書に自らした発明ロに記載した特許出願Zを日本語で行った。発明ロは発明イを限定的に減縮した下位概念の発明である。

以上の事例を前提として、以下の設問に答えよ。なお、設問の時点で甲はP国に帰国している。

- 上記配布により、発明イが特許法第29条第1項第1号に規定する「公然知られた発明」に該当するか否かを説明した上で、発明イの新規性が喪失するかについて、理由とともに述べよ。
- 甲が、外国語特許出願Y1を審査官による審査に供し、発明イについて特許を受けるために、特許庁長官に対して行う必要がある手続について説明せよ。
- 外国語特許出願Y1について審査がされ、査定の謄本が送達された。甲は、当該審査結果について承諾したが、発明ロの特許権を取得したいと考えたものとする。この場合、甲はどのような手続をすることが考えられるか、必要であれば場合分けの上で説明せよ。なお、発明ロは独立して特許を受けられる発明であるものとする。
- 上記(3)において、甲は、発明ロに係る新たな出願Y2をした。この場合、特許出願Zは、甲の出願に基づき、特許法29条の2の規定により拒絶されるべきものか。法上の根拠を付して説明せよ。

【100点】

※特実7～10の回の問題は本試験同様の2問構成となります。